

西夏の巡検制度 — 『天盛旧改新定禁令』 卷4 「辺地巡検門」中の12条を中心に—

Institutional Mechanism of the Borderlands Patrol in the Tangut State:
Reinterpretation of *Tiansheng Code* Vol.4

小野裕子

ONO, Hiroko

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第50号 2020年12月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.50 2020

西夏の巡検制度

——『天盛旧改新定禁令』巻4「辺地巡検門」中の12条を中心に——

小野裕子*

はじめに

1. 『天盛旧改新定禁令』巻4「辺地巡検門」第10～21条試訳
 2. 巡検組織の構成
 3. 周辺諸国との比較による西夏の国境防衛体制の相対化
- おわりに

はじめに

本稿では、西夏の巡検制度¹について検討する。

巡検制度は、軍事制度の一部に位置づけられるものである。西夏の軍事制度については、主として黒水城文献を基に研究が行われてきた²。「首領」職の検討³や軍抄制度⁴については、西夏語で記された法典類が解読され、おおよその事柄が判明してきている。また軍事・政治機構としての「監軍司」は『宋史』夏國伝に記録が残り、研究の初期から注目され、西夏国内の地方行政単位として機能していたことがわかっている。また、近年では西夏語の言語学的な研究が深化し、文法上明らかになってきた点が多々あり、以前よりも西夏語を正確に翻訳できるようになってきた⁵。中国から出版される論著を参照すると、〔史・聶・白2000〕に掲載される中国語訳に全面的に依拠して研究を行っているものも少なくないが、上記のような西夏語研究の進展を受け、筆者は改めて西夏語文献を解

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

¹ 本論文の検討の対象は、西夏の国境警備に関する軍事的行為に関する西夏語の法典である。「巡検」という語は、一般的には「見回ること」を指すと考えられるが、中国の中原王朝では、「はじめに」で述べるように、五代王朝を初出として、国境を越える侵入者の取り締まりや軍事行動の際の遊撃を行うことを「巡検」と称し、その職掌を担う者は「巡検使」という職名を与えられてきた。今回対象とした西夏の国境警備に関する条文では、国境警備の内容として、見回り・侵入者の追跡があったため、本論文では、これらの行為を行うことを「巡検」と呼び、巡検に伴う情報伝達など周辺機能も含めて「巡検制度」と称する。

² 黒水城文献の詳細な来歴については〔武・荒川2010：序12-13〕を参照。

³ 〔佐藤2007〕〔佐藤2009〕また〔小野2010〕で首領に関する検討が行われている。

⁴ 「軍抄」は、西夏軍における編成上の最小単位。正規兵である「正軍」1人と雑役を担う「負擔」あるいは「輔主」1人以上で1抄となる。抄は部隊編成時の基礎単位であった。『宋史』巻四八六外國二夏國下「其民一家號一帳、男年登十五爲丁、率二丁取正軍一人。每負擔一人爲一抄。負擔者、隨軍雜役也。四丁爲兩抄、餘號空丁。願隸正軍者、得射他丁爲負擔、無則許射正軍之疲弱者爲之。故壯者皆習戰鬪、而得正軍爲多。」また、〔大西2016〕でも軍抄の編成に関わる条文について言及がある。

⁵ 本研究の史料解読では〔荒川2014〕中の第2章第2節「『金剛經』における西夏語の文法」を参考にした。

読する必要があると考えている。

本稿では特に、軍事制度を構成する要素の一つである「巡検制度」に着目した。

「巡検」とは中国五代王朝にその最初の職名が見え、「巡検」の名が冠された職は、戦時における遊撃また平時の地方治安維持といった役割を担っていた（〔羽生1964〕）。

先行研究の中にも、西夏に中原王朝の巡検に類似した職掌が存在した点に言及しているものがある。西夏の禁輸品について論じた佐藤貴保氏は論文の中で「巡邏隊長」「巡邏隊員」また「巡検」に触れ、西夏の巡検が全国に配置され、盗賊の逮捕・国外逃亡者や侵入者の逮捕を職掌としたこと、巡邏隊の指揮官は官僚一般のほか宮中で仕える者から選抜され派遣されたことを指摘した（〔佐藤2003：227-228〕）。また、李華瑞氏は「巡検」の名を冠する職名を列挙し、巡検には軍事的な巡検だけではなく、「渠水巡検」など、灌漑システムを管理する巡検が存在することを指摘した（〔李2006〕）。

一方で、管見の限り、西夏の巡検に関してその「制度」に関する論考はまだない。筆者は、巡検に関する条文を詳細に検討することで、西夏の巡検制度をある程度復元することができるのではないかと考えた。巡検制は国内においては警察機能として働き、国境地帯においては侵犯行為を察知・防御するものだが、同時に一定の人数が充当されなければ機能し得ない。国境防衛に関するシステムの一つとして管理できるように、西夏政府の意図が反映された形で運用されていたはずである。

黒水城文献の中にひとまとまりの綜合法典として残る西夏語文献『天盛旧改新定禁令』（西夏天盛年間1149～1169年成立）にも「巡検」と訳すことのできる職名あるいは活動を見出すことができる。また西夏語・漢語併記の単語集『番漢合時掌中珠』⁶には官庁名として「巡検司」が挙げられている。『天盛旧改新定禁令』には官庁名の列挙部分に「巡検司」が記載されていないため、『天盛旧改新定禁令』から『番漢合時掌中珠』までの成書年代の隔たり約20～40年の間に、官庁として設置されたのではないかと推測される。

西夏政府が、『天盛旧改新定禁令』に規定した巡検の職掌や機能を、のちに官庁として独立させたとすれば、それは西夏が直面する内外の情勢に応じて政府が巡検制度を官庁化する判断があったということであり、西夏史研究上の重要度も高いということになる。

筆者は、西夏貞観年間（1101～1113）に成立した軍事法典『貞観玉鏡統』並びに、西夏末期に成立したと考えられる『亥年新法』などの訳出に取り組んできた（〔小野2010〕〔小野2016〕など）。これらの経験を生かし、本稿では特に西夏の巡検制度に関する『天盛旧改新定禁令』の条文に改めて翻訳を試み、そこから判明する巡検制度と、周辺諸国と比較した国境防衛、ひいては軍事制度を相対化していく上での地域概念の是非について、若干の考察を試みるものである。

⁶ 西夏乾祐21（1190）年成立。西夏人・骨勒茂才著。今回は〔黄・聶・史整理1989〕を参照した。

1. 『天盛旧改新定禁令』巻4「辺地巡検門」第10～21条試訳

『天盛旧改新定禁令』は、黒水城文献中に残る、西夏語で記述されたひとまとまりの総合法典である。西夏の法典は、その法典が成立した年号を冠するものが多く、このひとまとまりの禁令集も西夏第5代皇帝仁宗仁孝の治世（1139-1193）にあたる天盛年間（1149-1169）に成立した。条文は、大逆罪、軍事行動に関するもの、官庁・貿易関連、農牧業に関する規定など多方面の内容を含み、分野別に巻が分けられている。軍事関連の条文は巻4・5に多く含まれているが、今回は特に巻4にある「辺地巡検門」中の条文を訳出した。「辺地巡検門」にはその名の通り国境の辺防体制に関わる条文が多く含まれているからである。本研究では、まず巻4「辺地巡検門」中の条文を翻訳し、国境警備を担った巡検に関する職名、また職務内容について検討を行った。筆者の研究の焦点は軍事制度の研究にあるため、李華瑞氏が巡検の一つとして挙げた「渠水巡検」などは対象としなかった。

翻訳にあたっては、ロシア連邦サンクト・ペテルブルグ市にある東方文献研究所で保管されている西夏語文献を将来した、東洋文庫所蔵マイクロフィルムを底本とし、『俄藏黒水城文献』⑧も適宜参照した。西夏語文献はひとまとまり毎に「Tang 番号+整理番号」を付せられて整理されており、今回対象としたのは「Tang.55 No.157」というまとまりである。本節では「巡検」「哨」と訳される『夏漢字典』No.3747の西夏文字を含む第10条～第21条の訳出案を提示する。

ここで取り上げる条文番号「第10～21条」とは、「辺地巡検門」の中で何番目に現れるかを示すものである。条文には、マイクロフィルムNo.157の中で第何葉の何行目にあたるか、及び巻4の中で第何葉の第何行目にあたるかという情報を付した。またКычанов氏の1987年のロシア語訳では『天盛旧改新定禁令』全体での通番が付せられているので、参考としてその第何条に該当するのかを〈 〉内に記した。史・聶・白氏の中国語訳では番号を付けていないため、本稿では記していない。なお、以下では、史・聶・白氏翻訳『中華伝世法典 天盛改旧新定律令』（2000）を中国語訳、Кычанов氏の『Измененный и заново утверждённый кодекс девиза царствования Небесное процветание (1149-1169)』（『天盛旧改新定律令』（1987）をロシア語訳と呼ぶことにする。

次に、現代語訳に関して、『夏漢字典』No.3747の西夏文字に「哨」という訳を当てたのは職名のみとし、その他の場合は「巡検」と訳した。「哨戒する」「巡検を行う」など動詞として訳した場合も同様に「巡検」と表現している。職名のみ「哨」とした理由は、西夏文字1字に対して適切な漢字1字を当て、西夏文字数と同一の文字数になるように揃えたからである。

また、本来訳に対しては比定した西夏文字を付記すべきであるが、紙幅の都合により、日本語訳のみの掲載とした。語注は、西夏語としての特徴を有し、論を進める上で必要な単語だけを脚注として付した。

凡例は以下の通りである。

- ・ () 内は筆者が適宜補った語句である。
- ・ [] は適切な漢字表現が見つからず、『夏漢字典』に挙げられた推定音を付した語である。
- ・ □ は原文中に字があるものの、紙の汚れ、折れ曲がり、破れなどの理由により、文字比定に至らなかった字である。

【第10条】 Tang.55 No.157第1葉（巻4第16葉）左頁第4行～第2葉（第4巻第17葉）第2行
〈第218条〉

一、あらゆる巡検隊で、その地に在らねばならない巡検の期日が終わり、続けて（次の地へ）変わる者は留めない。（先任の哨兵が）先に行き、新しく遣わす哨兵が期日に到着しない等（の場合）、局分（=管理）する地に属する敵軍で盗んで走った（=逃げた）者・侵入して逃亡する者が通過したり留まったりする（事態が）発生した（場合）は、新任の哨兵に、（前任地に）留まったのは何が発生したのか（という理由）によって罪を受けさせよう。古い哨兵（=前任の哨兵）は、新任の哨兵よりも一品減じることとする。その中で、古い哨兵で期日が終わり（次の任が）得られず罷免された者が（その地に）留まっていて、敵軍が盗んだり嘘をついたり（我々に）投じてきたことを監視の目⁷が先に（見つけた場合）は、法により功を得るべし。停滞すれば即ち新任の哨兵より二品減じることとしよう。新任の哨（兵）が未だ来ず、停滞する罪は法により判断せよ。

【第11条】 Tang.55 No.157第2葉（巻4第17葉）右頁第3行～第9行〈第219条〉

一、首領が徴税する（時）等に、哨頭監・哨兵を遣わす等の時に、実際に（そこに）住んでいる人の中では任じない。住んでいない人の名を連ねることを為せ（=リストに入れよ）。告知することができないならば、巡検に行く者はおらず、停滞する、及び停滞を未だ生じさせていない等（の場合）、告知を至らせることができなかった（時は）哨兵の罪をとがめることなかれ。遣わした者が首領の徴税をする（時）等に、先に連ねた（=リストに載せた）哨頭監・哨兵等が自らの意志で巡検に行かない（時に）停滞が生じた（場合）は、（停滞が）未だ生じていない（時）と比べさせ、判断せよ。通告者を遣わしてしまっていて告知を未だなされていない（場合）、即ち通告者は罪を受けさせよう。遣わされた者の罪をとがめることなかれ。

⁷ 綴意「監視の目」…『夏漢字典』No.2258、4684。中国語訳、ロシア語訳、共に「監視する」という動詞として捉えられているが、「目」と訳することができる『夏漢字典』No.4684の字が無視されている。この2字の後ろの語句は「功を得るべし」となるため、この2字が表す者が「功を得る」動作主体すなわち主語と考えられる。またこの2字のまともりは後続の条文中にもしばしば出現し、主語として考えることが可能である。そこで筆者は、この2字が表す内容は名詞であり、主語として扱うことが可能と判断し、職名と捉え、「監視の目」と訳した。巡検隊の中で、監視役を担った人物を指すと考えた。西夏語文献には、しばしば人体の名称を含む職名が現れる（〔小野2010：114〕）が、この「監視の目」もその一つではないかと推測される。ここでは前任哨兵で任地に留まっていた者の中で、監視役が敵軍の侵入を発見するという役目を果たした場合の褒賞に言及している。

【第12条】 Tang.55 No.157第2葉（巻4第17葉）左頁第1行～第3葉（巻4第18葉）右頁第4行
 〈第220条〉

一、あらゆる巡検隊は居住するそれぞれの〔梁上〕⁸のあらゆる巡検隊と哨肋を計らんとする者の所で、連絡を生じよう。その中で巡検し合った同地に遣わす時、哨肋計者⁹は迅速に管理する者それぞれに報告せん。もし巡検を遣わしたことを知りながら報告しない（時）、及び哨肋を未だ計らず、連絡を取る者を未だ遣わさない（時、或いは）遣わしたことを未だ知らない（時）等で、停滞が未だ生じていない（場合）、即ち哨頭監で官を有する（者）は罰馬一。兵人は十三杖（の杖刑）。その遣わした巡検に属する同地で、逃亡者が流れていって、敵軍に投じて駆けた（＝寝返った）者が侵入して停滞を生じること、哨肋を計る者と頭監の罪である。同地に遣わした哨頭監の罪より減じさせよう。死（刑）を得た（者）を二年、自らの（一つの）世代（＝三十年の徒刑）を得た（者）を一年の期日の長さ、三ヶ月（の徒刑）に至るまでを得た（者）を十三杖（の杖刑）等に得させん。その中で哨兵が遣わされ、哨肋を計る（者の所に）連絡をしに往ったのに未だ遇わない（場合）、及び限られた地に未だ至ったことがないということが為され帰ってきた（場合）、哨兵と遇ったと自ら言うのは、行く者、哨兵で先に連ねた（＝リストに載せた）告げる者を遣わして未だ告げに往かせない（場合）は法により判断せよ。哨頭監の罪はとがめてはならない。

【第13条】 Tang.55 No.157第3葉（巻4第18葉）右頁第5行～左頁第6行 〈第221条〉

一、あらゆる巡検隊は、敵軍で盗んで走った（＝逃げた）者が来た（場合）、監視の目（＝監視者）が先に属した軍溜¹⁰・及び梁上の哨肋計者等に報告せん。その哨肋計者もまた自ら（国境地帯にある）城・堡・壘にいる軍佐将等に報告せん。もし先に見た各哨兵が自らの属する堡村等に報告したのに、〔梁上〕で哨肋計者が告げない（場合）や、敵軍であり、盗みをし、詐りをなし、投じた者等、そ

⁸ 脣輻「〔梁上〕」…中国語訳では「边上」と訳しており、国境地帯一帯を指すものとしても意味が通るが、ここでは『夏漢字典』p.657にしたがい、そのまま「梁上」とした。

⁹ 緇颯鴉斃「哨肋計者」…『夏漢字典』No.3747, 2915, 0835, 4889の4字で構成される1単語。中国語訳では「旁検人」、ロシア語訳では「その連絡する（者）」（ними связь）となっている。この4字を直訳すると、「巡検の肋（＝脇）で計る者」となる。よって、No.3747の字に「哨」字を当てた。No.2915の字は以前研究対象とした『貞観玉鏡統』での翻訳を参考にし「肋」字とした。詳細は後述するが、上級役職者や巡検隊同士の情報連絡を専門とする職である。ロシア語訳では警備兵の中に報告を行う者がいるとの解釈をしているようであるが、【第14条】【第15条】の条文を参考にすると、巡検隊とは別に、城や堡に駐在していると捉えられる。脚注7でも述べたように、人体の一部を使った西夏語独特の表現であろう。

¹⁰ 鞞鞞「軍溜」及び次行にある「軍佐（将）」…この2つの訳語は、『夏漢字典』No.1531, 0624で構成される同じ字の連なりである。中国語訳では「軍溜」、ロシア語訳では「堡長」（начальников укрепленных）としている。軍溜は西夏の集団編成単位である（〔史2009：326-329〕）。これに対して、「軍佐」は「軍佐将」を省略した表現である。軍佐将は軍職名であり、軍の一部隊を率いる部隊長を指す（〔小野2010：111-113〕）。本稿では、文脈上、何らかの集団を指していると推定した場合「軍溜」と訳した。本条の最初に出てきたものは、直前に『夏漢字典』No.2221「属する」という字があり、「属した何らかの単位」を意味すると考えたため「軍溜」とした。一方、報告の対象者として個別の人を指すと考えられる場合は、軍職者と捉え、「軍佐将」と訳した。ただし、前後の文脈でどちらとも解釈できる場合もある。

れを報告しない（場合）、巡検が土地に属している所から流れて土地や堂屋に侵入を許した（場合）は、監視する各哨頭監が自らの局分する土地に属する所に敵軍が大いに迫りどのくらい侵入したかによって監視の目が欠けていたことの罪で明らかな階級（＝身分ランク）から一品下げん（＝一等降格させよ）。又、告げる者が遣わされたが、未だ赴かず、話を続けること（＝報告し続けること）を断つことを為し停滞を生じた（場合）、その告げる者である人は哨頭監の監視の目が欠けていた（時）の法により罪を受けさせん。哨頭監の罪はとがめてはならない。

【第14条】 Tang.55 No.157第3葉（卷4第18葉）左頁第7行～第4葉（卷4第19葉）右頁第6行
〈第222条〉

一、哨兵の監視の目が先に敵軍に投じて逃げた者を探して討伐したことがわかった（場合）、（哨兵が）属していた堡村の軍佐将・城堡の哨肋計者等は報告せん。哨兵の体（骨格）（＝哨兵の中心人物たち）¹¹は常常軍首（＝軍の先頭）¹²の監視を為さん。敵軍に自ら屈したり異なる（所へ）往った時は、軍首で見てそれぞれに更に告げる者を遣わさん。もし告げる者を遣わさない（場合）、及び軍首で監視することを為さず停滞を生じた（場合）は、先に見た時の哨肋計者・軍佐将等が報告した軍首の監視を為すことを巧くはできない。更に告げる者を未だ遣わしていない等によって哨頭監・軍兵は十三杖（の杖刑）。哨兵の罪はとがめてはならない。その中で告げる者を遣わしたのに往かなかった（場合）は先の法により十三杖（の杖刑）とし、頭監の罪はとがめてはならない。

【第15条】 Tang.55 No.157第4葉（卷4第19葉）右頁第7行～左頁第4行〈第223条〉

一、あらゆる巡検隊が、敵軍で盗んだり嘘をついたり（我々に）投じて走った者が来たと知った（場合）、監視の目は先に〔梁上〕の哨肋計者に告げに往け。その哨肋計者が、同地に遣わし逃亡したことを告げる者が（逃亡した）人を捜索し呼びかけたことを知っているのに報告せず、報知すべき話を続けることを断つことを為した（場合）、土地に属するものの上に敵軍が盗むと嘘をついた者が侵入したのに、監視の目が欠けていた（場合）は、属していた巡検隊はどのくらい（敵軍が）侵入したかによって罪を受けん。土地に属する上で侵入されず先に見つけて各要所の内に流れてくる

¹¹ 鞞鞞 「哨兵の体（骨格）（＝哨兵の中心人物たち）」…『夏漢字典』 No.3747、2541、0860の3字。ロシア語訳では「〔最寄りの守備隊の〕兵士」（солдатами [ближайшего гарнизона]）としているが、「監視を為さん」という述語の主語としてはおかしい。『夏漢字典』 p.146での説明によれば、No.0860の字は「身体、骨格」を指すとされている。先述したように、西夏の軍事的職名には人体の一部を含む表現がしばしば見えるが、字義から考えるに、ここでは哨兵たちそのもの、しかも「骨格」であるので、「哨兵たちの中で中心人物となり、部隊の中核をなす者（たち）」とした。

¹² 鞞鞞 「軍首（＝軍の先頭）」…『夏漢字典』 No.1531、2750の2字。『貞観玉鏡統』には、「軍の先鋒」を意味する「軍唇」なる語があったことを参考にすると、「軍首」は「軍の先頭」を指すのではないかと考えられる。この2字の後ろに「監視を為さん」という動作があり、哨兵の中で主だった者たちが部隊の進行する前方の監視を任されていたと解釈するのが自然である。

(場合) は、哨筋計者が告げてくることを知っていた (にもかかわらず) 未だ報告していなかったことが分かったことに因って、哨頭監は六ヶ月、哨兵は三ヶ月 (の徒刑)。

【第16条】 Tang.55 No.157第4葉 (巻4第19葉) 左頁第5行～左頁第7行 (第224条)

一、敵軍が盗んだと嘘をつき (敵に) 投じて走った者が来て、領内に侵入し帰っていったが別の要所に流れていったことを未だ知らず、監視の目が欠けた (場合) は、先に□した各要所主の罪 (であるので) 明らかな (身分) ランクよりも1品下げよう判決せよ。

【第17条】 Tang.55 No.157第4葉 (巻4第19葉) 左頁第8行～第5葉 (巻4第20葉) 左頁第9行
(第225条)

一、あらゆる巡検隊は、同地、そこに遣わすことができない (状態で)、敵軍が盗んだと嘘とついて (敵軍に) 投じた者が来、監視の眼が先に知る (場合)、哨筋計 (者) 及び局分 (=管理) する軍の佐将等に報告した功績は

一から十 (人) までが来たことを知った (場合)、哨頭監に絹一匹 (を与え)、哨兵は二 (人) にそれぞれ共に絹一匹をそれぞれ (与える) (=哨兵二人に絹一匹が与えられる)。

十から三十 (人) までが来たことを知った (場合)、哨頭監に綾でできたマント一、銀一両 (を与え)、哨兵はそれぞれに絹一匹をそれぞれ (与える)。

三十以上七十 (人) までが来たことを知った (場合)、哨頭監に布正品でできたマント一、二両の銀、茶絹三 (を与え)、哨兵に銀一両、絹一匹をそれぞれ (与える)。

七十以上百 (人) までが来たことを知った (場合)、(哨) 頭監に雑錦でできたマント一、三両の銀、茶絹七 (を与え)、哨兵に二両の銀、茶絹五をそれぞれ (与える)。

百以上五百 (人) までが来たことを知った (場合)、(哨) 頭監は一官昇格させ、三両の銀、雑錦でできたマント一、茶絹七 (を与え)、哨兵には三両の銀、茶絹五をそれぞれ (与える)。

五百以上千 (人) までが来たことを知った (場合)、(哨) 頭監は二官昇格させ、五両の銀、雑錦でできたマント一、茶絹十 (を与え)、哨兵には〔纒〕でできたマント一、三両の銀、茶絹五をそれぞれ (与える)。

千 (人) 以上が来たことを知った (場合)、一律に哨頭監は三官昇格させ、七両の銀、雑錦でできたマント一、茶絹十五 (を与え)、哨兵に五両の銀、綾でできたマント一、茶絹七をそれぞれ (与える)。

【第18条】 Tang.55 No.157第6葉 (巻4第21葉) 右頁第1行～左頁第7行 (第226条)

一、逃亡者が往くことを哨兵の監視の目が先に知り、あらゆる巡検隊・哨筋計者や属した堡村等に報告し追跡に及んだ功績は、定められた (規定) により得ん。追跡に及べなかった (場合) も、功

績を得てはならぬし、罪をとがめてはならない。

(追跡した逃亡者の数が) 一人以上十(人)まで(の場合)、(哨)頭監は絹一匹(を与え)、哨兵は二(人)でそれぞれ共に茶一斤(を与える)(=哨兵二人に茶一斤が与えられる)。

十以上三十(人)まで(の場合)、(哨)頭監は茶絹二(を与え)、哨兵は茶一斤をそれぞれ(与える)。

三十以上七十(人)まで(の場合)、(哨)頭監は〔加〕〔朱〕〔斯〕でできたマント一、銀一両(を与え)、哨兵二(人)でそれぞれ共に絹一匹をそれぞれ(与える)(=哨兵二人で絹一匹が与えられる)。

七十以上百(人)まで(の場合)、(哨)頭監に〔唐〕重のマント一、銀一両(を与え)、哨兵に絹一匹をそれぞれ(与える)。

百以上五百(人)まで(の場合)、雑錦でできたマント一、銀一両(を与え)、哨兵は茶絹二をそれぞれ(与える)。

五百以上千(人)まで(の場合)、(哨)頭監は一官昇格させ、雑錦でできたマント一、二両銀、茶絹二(を与え)、哨兵は茶絹三をそれぞれ(与える)。

千(人)以上は一律に(哨)頭監は二官昇格させ、雑錦でできたマント一、三両銀、茶絹三(を与え)、哨兵は茶絹五をそれぞれ(与える)。

【第19条】 Tang.55 No.157第6葉(卷4第21葉)右頁第8行～第7葉(第22葉)右頁第9行

〈第227条〉

一、遠方の巡検隊が、同地、そこへ遣わしたりすることができない(場合)、監視の目が先に告げる者を遣わす(場合)、近距離にある巡検隊が同地に遣わしたが、告げる所の無い(場合)は、その告げる者は軍佐将等に告げて往かん。哨兵の中の中心人物たちはまた常常軍首の監視を為さん。一列毎に告げる者を遣わさん。もし最初に近距離にある巡検隊が、告げる者である人や軍佐将等に未だ告げず往った後、また哨兵の中の中心人物たちが更に告げる者を未だ遣わさない(場合)、敵軍が土地や堂屋に侵入して停滞を生じる(場合)は、近距離の巡検隊が同地に遣わされることに因って、遠方の巡検隊の監視の目が欠けている(場合)と同等にさせるよう判決せよ。告げる者である人が停滞する(=職務が滞った)時、哨兵は法により判決せよ。哨兵の体は更に告げる者を未だ遣わさないことに因って功績を得てはならないし、とがめてはならない。その中で更に人を使って遣わし軍佐将等に告げた(場合)は即ち法により功績を得ん。遠方の巡検隊が同地に遣わしたが、近距離にある巡検隊が監視の目を先に軍佐将等に告げた(場合)は功績を法により得ん。遠方の巡検隊は何を停滞したかにより罪を受けん。

【第20条】 Tang.55 No.157第7葉(卷4第22葉)左頁第1行～第2行〈第228条〉

一、敵軍で盗んだり嘘をついたり(した者が、我が方に)来た(が、敵方へ)行ってしまった(場

合)、哨兵は、監視の目が先に追いかけたように力で迫ること甚だし(かったが)崩せなかった(=寝返りを阻止できなかった)時、(哨)頭監は三ヶ月(の徒刑)、哨兵は十杖(の徒刑)。

【第21条】 Tang.55 No.157第7葉(巻4第22葉)左頁第3行～第10葉(第25葉)右頁第5行

〈第229条〉

* 第21条には「巡検隊で話を流す所(の者)」「夜禁頭監」に関する第1項～第7項までの細目がある。

今回は紙幅の関係で「哨兵」の職務・出自の情報が掲載された第1項・第2項・第5項の試訳を掲載する。なお、第3項は哨兵を増員することができなかった場合の罰則、第4項は哨兵に原因のある敵軍侵入を許した場合の罰則、第6項は「監視の目」が敵軍を先に発見した時の褒賞、第7項は西夏の民が逃亡者を幫助した際の「話を流す所(の者)」「夜禁頭監」の罰則が規定されている。

【第21条第1項】 Tang.55 No.157第7葉(巻4第22葉)左頁第3行～第7行

一、地辺の「巡検隊で話を流す所(の者)」「夜禁頭監」等は、局分(=管理)する巡検地が長い(=広い)場合、行かせん。哨兵は緊急(の場合)、指揮しよう。人数が明らかなることにより地図(=領内)に住ませよう。もし律に違えば停滞する時の罪、及び指揮を巧みに(行った)功績等、定められた(律)によって行え。

【第21条第2項】 Tang.55 No.157第7葉(巻4第22葉)左頁第8行～

第8葉(巻4第23葉)右頁第4行

一列の局分する哨兵の中で、一巡検地に属するの(そこが)出生地である(者)を遣わすにあたり賄賂を(贈った場合)、皆巡検における法を去った(=違法行為を行った)場合、及び哨兵自ら謀って巡検に行かない(場合)、地図を未だ遣わさない(場合)等、どこにも告げず逼迫させる(場合)等、停滞を生じた□哨頭監は監視の目が欠けた(場合の罪)と等しくさせる。停滞が未だ生じておらず、□一年を要求させるのは枉法罪と等しくし、重い(方を適用して)判決せよ。

【第21条第5項】 Tang.55 No.157第9葉(巻4第24葉)右頁第5行～第7行

一列の「巡検の列を領する者」「話を流す所(の者)」「夜禁頭監」等が、土地を追われそこへ遣わしたり住んだりすることのできない哨兵を指揮することが巧みであって、敵軍であり、盗みをし、詐りをなし、投じて逃げた者が(我が方に)来た(場合)、監視の目が先に(彼らを発見した)功績。

2.巡検組織の構成

「はじめに」で述べたように、従来の研究では、巡検についてはその職名と主立った任務のみしか言及されてこなかった。しかし、前掲の訳出をふまえれば、職掌を中心として、巡検隊、そして巡検を取り巻く体制を明らかにできると考える。以下、前章の訳文から判明した職名・役割等を整理する。

(1) 巡検隊の構成

前述の佐藤氏の先行研究に指摘されるように、巡検の一部隊はまず部隊長と隊に属する兵卒から構成されている。1巡検隊は次の①②の職名を持つ者達で構成されていた。

①哨頭監

中国語訳では「巡検主管」、ロシア語訳では「警備隊長」(начальник караула)、佐藤氏の論文では「巡邏隊長」と訳されている。巡検する一部隊の隊長である。【第12条】から、「官を有する者」と「官を有しない者」がいたことがわかる。「官」を有しない者は「兵人」と表記されているが、これは西夏の軍職体制の中では「正規兵」と同じ表現であるので、正規兵がその任にあたったと考えることができる。佐藤氏の論文では、「巡邏隊長は宮中の護衛職から任命された」としており、西夏政府に任命された者が地方に派遣され、現地で指揮に当たったものであろう。

②哨兵

巡検隊を組織する人員。1巡検隊に何人配置されたかは今回対象とした条文からは明らかにできなかった。【第17条】【第18条】の褒賞規定から哨頭監と哨兵の間に明確に差があることがわかる。一方、哨兵同士の関係はどうであったか。【第14条】に「哨兵の体(骨格)(=哨兵の中の中心人物たち)はまた常常軍首(先頭)の監視を為さん」とあることから、哨兵の中にも隊の中心となる者と、そうではない者がおり、両者は区別されていたことになる。また、最初に国境地帯の人の出入りを確認し、逃亡者がいれば追跡の義務を負っていた「監視の目」と表現される人々(【第18条】)も、この中から任命されていたのではないかと推測する。【第19条】では「哨兵の中の中心人物たちが更に告げる者を未だ遣わさない(場合)」という条件文があり、【第21条第1項】では「地辺の…哨兵は緊急(の場合)指揮せん」とあることから、場合によっては哨頭監の役割を代行していたことになる。哨兵としての「経験値」なども関係するのかもしれない。

(2) 巡検隊に関連する職

次に哨頭監・哨兵以外の職について言及したい。

①哨肋計者

巡検に関する条文の中に「哨肋計者」(『夏漢字典』No.3747、2915、0835、4889)という一単語で捉えられる語句が頻出する。この語について触れた先行研究は管見の限り見られなかったが、巡検に関する条文に繰り返し現れることから、その役割を明らかにする必要があると考えた。以下、どのような役割が与えられているかをi～iiiにまとめた。

- i .巡検を派遣した事実を「管理する者」へ報告【第12条】
- ii .巡検から敵軍の侵入があったとの報告を受け、その情報を城・堡・村の軍佐将に報告【第13条】
- iii .敵軍の侵入の告知【第12条】【第15条】

条文の内容から「哨肋計者」の役割は「報告・情報の取り次ぎ」に特化されていると考えられる。

その名の通り、巡検そのものを行うわけではないが、巡検隊からの報告・情報伝達の通過点に存在する。度々語注で言及してきたように、西夏では軍事関係の人員配置を、人体に例えて表現する場合があり、「哨兵の体（骨格）」や「哨肋計者」といった職名での表現もこれに類するものと考えられる。

②「巡検隊で話を流す所（の者）」「夜禁頭監」

これらの職は【第21条第1項】の条文によれば、「地辺」の「巡検する地が広い」場合に置かれた巡検隊の中の職と考えられる。佐藤氏の論文では、巡邏隊の隊長であると説明されている。筆者は、隊長であることには異論がないが、職名がそれぞれ異なるため、隊長としての役割や性質がそれぞれ異なるのではないかと考えている。「夜禁頭監」はその字の如く、夜間の巡検隊を率いる者の謂いであろう。「話を流す所（の者）」は現時点では明確に定義できないが、今回取り上げなかった第22条以降にも複数回登場しており、次稿以降の課題としたい。

(3) 情報伝達体制

巡検隊が敵軍や逃亡者、裏切り者が国境を侵犯した場合、その情報は「監視の目」（巡検隊）から「哨肋計者」へ、「哨肋計者」から「堡・村の軍佐将」へというルート、または「監視の目」（巡検隊）から「堡・村の軍佐将」のルートの2系統で伝達された。またこの情報は「哨肋計者」から「土地を管理する者」や「他の巡検隊」「各要所」に伝えられ、巡検隊は共同で追跡業務を行った。

情報の伝達の早さという点から考えれば、敵軍の侵入情報は、巡検隊から軍佐将への連絡で十分であり、効率的であるように思える。しかし【第16条】にあるように、一度侵入した敵が別の巡検隊の担当する地に再度侵入したりする場合もあり、様々な巡検隊が様々な情報を報告した結果、上級官庁や対策を行うべき人物が正確に状況を把握できないという事態を防ぐ必要があった。「哨肋計者」が情報を集約することで、情報の混乱を防ぎ、索敵を正確に行えるような情報伝達体制が意図されたのではないかと推測される。

西夏の国境接壤地帯は常に揺れ動き、国境地帯の定義も戦争やその後の和平交渉によって変化した¹³。また、境界に居住する蕃部の帰属も情勢に応じて変化するものであり、北宋朝では情報の正確な伝達が重視され、末端の伝達組織から堡寨（の指揮官）、堡寨（の指揮官）から経略安撫使の順で情報伝達経路が確立されていた点は既に指摘されるべきところである（〔伊藤2018：45〕）。西夏も巡検によって得られた情報を哨肋計者がまとめ、堡寨に報告し、また哨肋計者が情報を正しく広める役目も担った。上級軍職者・官庁への連絡報告経路は北宋朝との類似性をうかがわせる。

(4) 西夏の巡検隊の社会的性格－北宋朝の辺防体制との比較に基づいて－

¹³ 〔金2000〕では、対遼戦線も含め、「国境」の認識がどのように変化していったかを年代順に解明している。

本節では、これまでの検討に基づき、西夏の巡検隊の社会的性質について考察したい。西夏の巡検隊の性質を相対的に把握するため、先行研究の多い北宋朝の辺防体制を参照した。

金成圭氏の著書によれば、1020年前後の対西夏戦線における辺防について、北宋朝は蕃兵制を採用した。これは軍職を帯びた各地の首領に民政官と軍政官を兼ねさせるもので、北宋朝はその蕃将・蕃兵に対して不干渉であった。北宋の対遼・西夏戦線で採用された蕃兵制は、在地の部族制度に拠るものであり、西夏の軍制との関連を指摘されている（〔金2000：289-290〕）。また小笠原正治氏は、宋から見て異民族に属する者を弓箭手¹⁴として召募した「蕃弓箭手」が存在したこと、彼らが世襲的専門兵士へと変化していったことを指摘している（〔小笠原1954：87〕）。

それでは、西夏天盛時代の巡検制は、北宋朝と同じように、国境地帯の在地勢力を生かしたものであり、彼らが世襲的に巡検を担ったものと言えるであろうか。

筆者はかつて、1103年に成立した西夏語軍事法典『貞観玉鏡統』を翻訳・検討した際明らかになった西夏の軍制について、「西夏軍は、上級軍職者と下級軍職者の関係性が強く、在地勢力を生かした実戦部隊の編成を行っている」と論じた（〔小野2010：123〕）。大西啓司氏も『天盛旧改新定禁令』の規定の中で、「一族の父」が西夏軍の基本的軍事単位である「軍抄」の編成に一定の影響力を及ぼしたことを指摘している（〔大西2016〕）。つまり、西夏国内でも在地勢力、言い換えれば地縁・血縁関係に基づく軍事行動単位が編成されるような体制にあったと言えるであろう。しかし、巡検制について言えば、在地勢力を生かした制度ではない。

西夏の巡検制では、【第10条】を参照するに、哨頭監・哨兵は一定の任期を持ち、転任があったことが分かる。また、巡検の職務として、敵軍の侵入を監視するだけでなく、逃亡者の搜索（【第15条】）や侵入者の追跡（【第18条】）を行っている。一般的に、搜索・追跡を行う場合は、当該地域の地理に明るい哨兵・部隊を配置する方が望ましく、実際に北宋ではそのために弓箭手が在地の警備を担ったのとは対照的である。

また、【第11条】からは、哨兵が首領の指示を受けて徴税を行う場合、当該区域出身の哨兵は担当から外されたことがわかる。これは言うまでもなく、住民と、兵士ひいては部隊との癒着を防ぐためであろうが、他方地縁関係は存在しない。【第21条第2項】に、巡検隊に配属される際出身地に配属されるために賄賂を贈った哨兵に対する罰則規定があることから、哨兵が希望して出身地の巡検隊に所属することはできなかつたはずである。このような規定が存在するという事は、賄賂を贈って出身地の巡検隊に配属されることを希望する哨兵が相当数いたことを示唆しているが、『天盛旧改新定禁令』の条文は、それを禁止している。偶然、出身地域の巡検隊に配属されるがあつても、任期制であるから長期にわたって出身地域に留まることはできなかつたであろうし、【第10条】では哨兵の交代期に異変が起こつた場合、事情があれば罰則が考慮される旨が書かれていることか

¹⁴ 弓箭手については〔羽生1964〕及び〔小笠原1954〕に詳しい。

ら、基本的には任期が来れば速やかに次の任地（任務）への移動を促したはずである。つまり、『天盛旧改新定禁令』では、巡検（隊）について土地、ひいては地縁を利用した警備を行う意図はない。

更に、【第21条第5項】にある「土地を追われそこへ遣わしたり住んだりすることのできない哨兵」という文言を参考にすれば、巡検隊は帰属すべき集団を失った人を取り込み、職を与える機能を有していたことになる。巡検制度を維持するためには常時一定の人員の確保が必要であったであろうから、土地を追われた人を取り込むことで帰属先を与え、国内の治安維持力を向上させる点でも有益であったであろう。宋の弓箭手は世襲制が見られたが、西夏の巡検職は世襲的であったかという点について、今回訳出した条文には明記するものがない。前述のように巡検は地縁を利用したものではない。先祖の生業を継承することが世襲であると言えるのだから、農牧業を主としたと考えられる西夏国内で「土地を追われ」て哨兵になるということは、一世代前の人物の生業を継承したとは言えず、世襲によって哨兵を確保していたとは言えないだろう。

さらに、宋の弓箭手が農牧などの生業の傍ら、有事に侵入者の捕縛などの軍事活動に従事したことと比較すると、中央政府から派遣された西夏の哨頭監や転任する哨兵は、派遣された地で別の生業を持ったとは考えにくい。在任する期間だけ勤務地の農牧業に従事し、そこから得られる物資によって生活が成り立っていたとは言えないだろう。また、他の土地出身の、所謂よそ者を農民・牧民が共に生業を為す一員として受け入れていたとは思えない。言い換えれば、巡検職に従事する者は、巡検という生業によって生活を成り立たせねばならない。よって西夏の巡検職は、それを主たる生業として勤務した可能性が高いという点で職業的性格が強いと言える。すなわち筆者は、西夏の巡検（隊）は、北宋の弓箭手のような自警団的性格は持たず、在地勢力による地縁的な治安維持とは一線を画し、職業的性格の強いものであったと考えるのである。

以上をまとめると、西夏の巡検は、世襲的ではなく、さらに職業的性格が強いという性質を持っていたということになるだろう。

ただし、「西夏の巡検職は、職業的性格を持っていた」と言うには、巡検に従事する者が俸給をどこから得ていたのかを追究せねばならない。今回取り上げた条文にはその点に関する言及がなく、今後更なる文献の調査が必要である。

3. 周辺諸国との比較による西夏の国境防衛体制の相対化

本節では、当時西夏と境を接していた諸国の边防体制と比較することによって、ユーラシア東方諸国の边防体制に共通する点、或いは西夏の巡検制だけに現れる特性について明らかにする。

第一に、「堡」「寨」などの軍事施設を拠点とする边防体制について注目したい。金成圭氏は、宋と西夏の国境問題や蕃兵制について論じた著書の中で、国境の画定の変遷について詳述している。その中で、11世紀の宋夏国境線（相互不可侵とする帯状の国境線）の基準は堡・寨からの距離に基

づいたものであった。また、堡・寨では蕃族が漢化指向を持つ熟戸を支配すると同時に、有事には周辺居住民の避難場所となることが宋朝と熟戸の間で約定されていた（〔金2000:186〕）。一方、宋・遼（契丹）間の辺防については、古松崇志氏の論考が詳しい。遼—宋間の国境においては、1004年の澶淵の盟約で交わされた誓書の内容に基づき、数度の国境画定交渉を経て、国境管理の原則が確立されていた。双方の民は、例外はあるものの、いずれかの国に帰属しているという意識を持っていた。軍事的な国境管理としては、堡・寨に巡検が配備されると共に、堡・寨が周辺の一定区域の監視を担当していた。もちろん、様々な理由により、常に国境を許可無く越える不法侵入者がおり、遼・宋両朝は互いに厳正に対処した（〔古松2007:48〕）。

遼朝の次に西夏と国境を接した金朝では、タングート系諸部族その他から成る虜軍を編成し、北辺や西夏への防壁として辺防を行った。また辺防体制は遼の制度を踏襲した。〔外山1964:34-35〕。金帝の巡幸と北辺防衛について論じた吉野正史氏は世宗朝において防衛上、堡が重視され、整備が行われた点を指摘する（〔吉野2018:21〕）。

以上のように、「ユーラシア東方」に位置する主要国家は、いずれも堡・寨を中心とした区画割を行い、国境警備を行っていた。西夏の巡検制も、周辺国家群の辺防体制と同じく、堡・寨などの軍事施設を中心として区画されていたと考えられる。【第14条】・【第17条】に規定されるように、巡検の監視結果は堡・寨に報告されていた。西夏側の国境警備の拠点も堡・寨に置かれ、西夏軍の中規模部隊を指揮したと考えられる軍佐将が配置されている。また【第19条】では、有事には遠近の巡検隊が共同で対応する体制となっていたことが読み取れる。堡・寨を中心として国境警備が行われる体制が採用された点は、前述の遼（契丹）朝・宋朝との類似点としてよいと考えられる。既に〔古松2007〕に指摘されているように、遼（契丹）・宋の関係が西夏・宋関係に影響を与えていることは自明のことであるが、澶淵の盟からおよそ1世紀経過した西夏の史料からも、依然として国境警備体制の類似点を指摘できることになる。

また、区画の設定は国境「線」の存在を西夏の民に認識させる効果があったであろう。政府が定める領域の範囲内で区画が定められて巡検が行われ、居住民は巡検が巡る範囲を自国の領土と認識する。西夏語の一次史料である『天盛旧改新定禁令』で巡検隊の担当区域の存在が明らかになるということは、すなわち西夏政府が明確な領土意識を持っていたことを示すことなのである。

第二に、国境警備を担当した兵種について考える。

北宋朝の巡検制度は、まず禁軍から派遣され堡寨を拠点とした巡検機関と、在地の出身者が召募される弓箭手が所属する県尉機関の二本立てであったものが、共に警察化して捕盗の任務に当たるようになり、王安石の保甲法により再編されて郷村の保丁を治安維持に採用しこれが民兵化していった（〔羽生1964〕）。ただし、対西夏戦線に当たる地域では蕃兵将の指揮の下、現地在住の蕃部の人々を使った情報収集行為が行われていた（〔金2000:270〕）。

次に遼（契丹）朝を見てみよう。『遼史』では、「巡検」という語は比較的少なく、僅かに12例が

挙げられるのみである。『遼史』卷四十六・志第十六・百官志二では北面辺防官の条に西南面巡検司・西北路巡検司の名称が挙げられており¹⁵、官庁として何らかの機構を備えていたと推測できる。一方、巡検を担当する職に任じられた人物は、東京統軍を兼務した蕭孝恭¹⁶や、西南面巡検使に任じられた耶律合住¹⁷がいる。また聖宗朝統和4 (986) 年、宋との用兵後、人民の転住があり、盗賊が増えたので新州節度使蒲打里に命じて担当者と担当区域を決めて巡検させたと¹⁸の記事もある。楊若薇氏の『契丹王朝政治軍事研究』では、在地の富民は牧畜を行うと同時に自弁で辺防を担当し、貧者はスパイ行為を行ったとある。楊氏は同時に、各部族が招討司、統軍司に分隸され一定区域の辺防を任されていたとしている。〔楊1992：238-242〕したがって、遼朝では、在地の部族とそれを管理する部族長（つまり上位軍職者）が生業の傍ら、辺防の大部分を担っていたと考えられる。

金朝は、遼の辺防体制を継承したとされており、やはり在地部族が中心となる国境防衛を行ったと言える。

北宋朝・遼（契丹）朝そして金朝が、国境地帯に居住する在地勢力・住民の地縁的紐帯をうまく利用しようとしていたと考えられる点については、西夏の巡検制度は少し異なる方向性にあったということになるだろう。前節で言及したように、西夏の巡検制は在地勢力の地縁関係を生かしたものである。巡検隊の隊長である哨頭監が中央政府から派遣された者であり、哨兵が転任制であったということは、中央政府が巡検に配置する人間を管理することが可能であったということになる。西夏の中央政府は辺防体制を直接統制下に置いていた、少なくとも置こうとしていたと言える。

おわりに

本報告では『天盛旧改新定禁令』卷4のうち、12条を訳出し、それらの条文から西夏の巡検制について検討を行った。その結果以下のような事柄を指摘することができた。

- ・巡検隊は哨頭監・哨兵で構成されているが、哨兵の中で「中心となる者」として扱われる者がいる。
- ・巡検隊に属しているわけではないが、巡検に関する情報を集約する「哨助計者」という者がいる。これは正確な情報伝達を目的とする情報伝達経路の存在を示唆する。

¹⁵ 『遼史』卷四十六・志第十六・百官志二・北面辺防官「西南面巡検司。西南面巡検。西南面同巡検。…西北路巡検司。」

¹⁶ 『遼史』卷十六・本紀第十六・聖宗七・太平三年六月「六月戊申、以南院宣徽使劉涇參知政事、蕭孝惠為副点検、蕭孝恭東京統軍兼沿辺巡検使。」蕭孝恭の系譜や遼朝における地位は今のところ不明である。

¹⁷ 『遼史』卷四十八志第十七下百官志四・南面辺防官「巡検使司。耶律合住、景宗保寧中為巡検使。」耶律合住は『遼史』卷八十六に立伝されており、辺防に長期間携わったことが記録されている。

¹⁸ 『遼史』卷十一・本紀第十一・聖宗二・統和四年冬十月「政事令室□奏山西四州自宋兵後、人民轉徙、盜賊充斥、乞下有司禁止。命新州節度使蒲打里選人分道巡検。」

- ・巡検隊の構成人員は、在地に居住する人間を活用する方向にはなかった。むしろ、地縁的な関係を利用しない方向性が看取される。これは、周辺諸国の、在地勢力を辺防に生かす制度とは異なる。
- ・巡検隊は在地で別に生業を持っているとは考えにくい点から、職業的性格が強いと考えられる。
- ・周辺諸国の中でも、堡・寨を拠点として一定地域を監視する国境警備のあり方は、北宋朝・遼（契丹）朝、それに続く金朝との類似点を見いだすことができる。

さて、筆者が先行研究を参考にする中で、大いに注目したい論考がある。近年、金代城郭を発掘調査した臼杵勲氏は、猛安謀克制が等質的な社会であり、階層性・集権制が見られなかったと指摘したが（〔臼杵2015：160〕）、吉野正史氏は、臼杵氏の見解をもとに、「金朝末期においてもなお部族的社会関係が残っていたとすれば、長大な界壕全体を組織化された防衛システムとして機能させることは大変困難だったと考えざるを得ない」（〔吉野2018：20〕）と述べた。吉野氏は「システム化された防衛機構を有効に活用するためには、高度に集権化された政治的、軍事的組織が必要となるだろう」（〔吉野2018：20〕）とも述べている。金朝の「部族的社会関係」とは猛安謀克制を指している。もちろん、西夏に猛安謀克制は存在しないが、西夏政権は部族連合で成立しており、軍事的編成に部族が関わる際の規定もあった（〔大西2016〕）。西夏は遼や金ほど広大な領域を支配したわけではないが、四方を遼・北宋・吐蕃・ウイグルなどの国に囲まれ、防衛ラインは比較的長かった。そして盟約によって安定的平和状態にあったとされる時期でも常に国境地帯では何らかの軍事的行為を行っていた。国境地帯では常に人の出入りの監視が必要とされ、また防衛システムに組み込むべき人員の確保のために「西夏の民である」と確認できる、つまり西夏国の人員として動員できる人間が一定数必要となる。一方で西夏は四方に位置する国々と比較すると明らかに経済的基盤に弱点を抱えていた。北宋との国交状態によって西夏国内の有力部族の動向が変化しやすく、物価の不安定化を招きやすかったことは、〔畑地2012：579-595〕でも指摘される場所である。しかし国境防衛は有力部族や在地勢力の動向いかに左右されてはならず、西夏政府が効率的な国境防衛を行うためには、中央集権化を進め、有力部族の動向に影響されにくい軍事的組織を持つ必要があった。西夏の巡検制では哨頭監が中央政府から派遣され、哨兵も職業的性格を有するなど、地縁的な関係を重視しない制度となっていることは今までに述べた通りである。在地勢力を利用した国境防衛を行っていた周辺国家と比べ、西夏はその相対的弱さによって中央集権化指向を持ち、それが国境防衛を担う巡検制度に反映されたと言えるだろう。そして西夏の巡検制は、国境に対する認識やその支配のあり方を考える上で有意義な研究対象であると言える。

上記の考察を踏まえ、最後に「ユーラシア東方」と西夏について触れておきたい。「ユーラシア東方」とは、古松崇志氏が提唱する、ユーラシア大陸を強く意識したパミール以東の広い範囲を含む地域概念、かつ多種多様な種族・言語・生業・宗教・習俗を有するさまざまな人間集団が生活する多元的な空間概念を指す語であり、「中央ユーラシア史と東アジア史の双方をひろやかにフラッ

トに視野に入れ」た枠組みである（〔古松2011：121〕及び〔古松2020：14-15〕）。¹⁹

西夏という国の存在する領域は、もちろん国境の変化はあるが、東は宋・遼（契丹）・金、南は吐蕃、西・北はウイグル・西遼・カラハン朝などに囲まれ、相互に影響関係にあったと考えられる。本稿で筆者が検討した西夏の巡検制及び国境防衛では、北宋・遼（契丹）・金という強国の中で生き残るために、周辺諸国と同調する点と、西夏独自の路線を取った点とが同時に存在している。具体的には堡・寨を中心とする国境警備体制を築くなどの類似点を持ちつつ、一方で辺防には在地勢力を利用せず職業的性格を持つ哨兵を配置することを意図した点である。『天盛旧改新定禁令』の成立年代が1149～1169年であることを考えると、1124年に西夏の西方に耶律大石が西遼を建国し、金朝と対立した点は、西夏の国境防衛に影響を与えたと考えられ、その影響が『天盛旧改新定禁令』に反映されている可能性は大きい。すなわち、西夏の巡検制の研究を進める上で、西夏の東に位置する国々からの影響だけでなく、西側に位置する国からの影響も考えねばならない。

「ユーラシア東方」に含まれる地域概念は、東南アジアまでも含むものであるため巡検制の存在しない国家群を含む可能性があり、巡検制を研究する上では対象地域が広すぎる。しかし、国境防衛という観点から考えると、西夏の職業的性格を帯びた巡検制は併存する諸国家の多様な軍事制度の一つであるため、多元的な「ユーラシア東方」は西夏の軍事制度を相対化して考える際には有効な空間概念だと言えるのではないだろうか。

今後は、今回対象とした条文に加え、『天盛旧改新定禁令』の他の条文を改めて解読することで、西夏の巡検は西夏政府から俸給が支給されていたのか、哨兵には誰が任じられていたのか、西夏の西方にある国々の国境防衛との比較など、本論文で言及できなかった事項について明らかにしていきたい。

* 本研究は、公益財団法人三島海雲記念財団第58回学術研究奨励金の助成を受けた。

¹⁹ 「ユーラシア東方」以外にも、近年、中国中心の国際秩序に基づいた「東アジア」史を見直し、より広域な土地範囲を含む地域概念を表すために「ユーラシア」を含む語がしばしば用いられている。例えば「東部ユーラシア」は、〔佐川・杉山2020：3-4〕では、「その定義は未だ必ずしも一様ではないが、（中略）中国と相互に影響関係をもつ諸民族が活躍する歴史の舞台」としている。今回、検討の対象とした地域は西夏を取り巻き、影響関係を持つ四方の諸国家群であったため、より広義の語である「ユーラシア東方」を考察の対象とした。

参考文献

(1) 西夏語史料

東洋文庫所蔵「ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト・ペテルブルグ支所所蔵文書」

マイクロフィルム Tang.55、No.157 (『天盛旧改新定禁令』 卷4部分)

『俄藏黒水城文献⑧』 1998、上海：上海古籍出版社

(西夏) 骨勒茂才著 黄振華・聶鴻音・史金波 整理

1989 『番漢合時掌中珠』 銀川：寧夏人民出版社

(2) 漢文史料

(元) 脱脱等撰『遼史』 1974、北京：中華書局

(3) 日本語資料

荒川慎太郎2014『西夏文金剛經の研究』 京都：松香堂書店

伊藤一馬 2018「北宋期のオルドス地域とその軍事的意義」平成27年度科学研究費補助金（基盤研究C）成果報告書（課題番号15K02894）（代表：村井恭子）『文物考古資料による唐～宋代オルドス地域の歴史的構造の研究』 pp.35-54.

臼杵 勲 2015『東アジアの中世城郭－女真の山城と平城－』 東京：吉川弘文館

大西啓司 2016「『天盛旧改新定禁令』に見られる「一族の父」」『東洋史苑』 第88号 pp.1-16.

小笠原正治1954「宋代弓箭手の性格と構造－（北宋）－」東京教育大学東洋史学研究室編『東洋史学論集第三』 東京：不昧堂書店、pp.81-94.

小野裕子 2010「西夏の軍職体制に関する一考察－軍事法典『貞観玉鏡統』の諸条文をもとに－」荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉編『遼金西夏研究の現在（3）』 pp.107-134.

2016「西夏語草書体文献『亥年新法』卷四の条文解説・復元－第七条～第十条－ 資料「草書体西夏文字異体字類－『亥年新法』卷四に基づく－」日本学術振興会科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（課題番号25580087、代表：荒川慎太郎）「ロシア所蔵資料の実験調査に基づく西夏文字草書体の体系的な研究」研究成果報告書、pp.53-93.

金 成圭 2000『宋代の西北問題と異民族政策』 東京：汲古書院

佐川英治・杉山清彦

2020『中国と東部ユーラシアの歴史』 東京：一般財団法人放送大学教育振興会

佐藤貴保 2003「西夏法典関連条文訳注」『大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文科学」 3.シルクロードと世界史』 豊中：大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文科学」、pp.197-255.

- 2007 「西夏の二つの官僚集團－十二世紀後半における官僚登用法－」『東洋史研究』66
(3)、pp.34-66.
- 2009 「西夏語文獻における「首領」の用例について－法令集『天盛禁令』の条文から－」
『環日本海研究年報』第16号、pp.12-24.
- 外山軍治 1964 『金朝史研究』京都：同朋社
- 畑地正憲 2012 『宋代軍政史研究』北九州：北九州中国書店
- 羽生健一 1964 「北宋の巡検と保甲法」『史淵』第92号、pp.97-118.
- 古松崇志 2007 「契丹・宋間の澶淵体制における国境」『史林』第90巻第1号、pp.28-61.
- 2011 「10～13世紀多国併存時代のユーラシア (Eurasia) 東方における国際関係」『中国
史学』第21巻、pp.113-130.
- 2020 『シリーズ中国の歴史③ 草原の制覇 大モンゴルまで』東京：岩波書店
- 毛利英介 2016 「大定和議期における金・南宋間の国書について」『東洋史研究』第75巻第3号、
pp.485-520.
- 吉野正史 2018 「巡幸と界壕－金世宗、章宗時代の北辺防衛体制－」『歴史学研究』第972号、
pp.13-25.

(4) 外国語文獻

- Кычанов, Е.И 1987 *Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования Небесное
процветание (1149-1169)*2. Издание текста, перевод с тангутского,
исследование и прнмечания Е.И. Кычанова. В 4-х книгах.、Наука、Москва
- 李範文編 2008 『夏漢字典』（修訂版）中国社会科学出版社
- 李華瑞 2006 「西夏巡検簡論」『中国史研究』2006年第1期
- 史金波 2009 『西夏社会』上海：上海人民出版社
- 史金波・聶鴻音・白濱
2000 『中華伝世法典 天盛改旧新定律令』北京：法律出版社
- 武宇林・荒川慎太郎主編
2011 『日本蔵西夏文文獻』北京：中華書局
- 楊若薇 1992 『契丹王朝政治軍事制度研究』台北：文津出版社

